

平成26年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成26年9月10日 午前10時00分 開会  
午後 0時12分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市 民 生 活 部 長	芳 野 隆 一
都 市 整 備 部 長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 理 事	土 谷 宏 巖
産 業 観 光 部 長	河 合 良 則	保 健 福 祉 部 長	山 岡 加代子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上 下 水 道 部 長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	山 岡 晋	書 記	谷 口 亜 耶

6. 会議録署名議員 4番 西 川 朗 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきをください。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、7番、朝岡佐一郎君の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡議員** 皆さん、おはようございます。公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

私、多くの議員が選択をされておりますいわゆる一問一答方式ではなく、質問方式については一括質疑方式を選択いたしておりますので、過日、通告期限までに通告をさせていただいた内容に沿って、従来どおりこの登壇場所にて質問を述べさせていただいて、再質問については質問席で行わせていただきたいと、このように思います。また、質問の内容、行政当局からの答弁の内容につきまして、よりわかりやすく説明を加えさせていただきたい、このように思っておりますので、いわゆるフリップボードを用意させていただいておまして、そういうものも活用させていただきながら説明をする場面もでございます。議長にあらかじめ許可をいただいておりますので、その旨ご了解をいただきたい。よろしく願いをいたしたいと思っております。

さて、私の質問内容につきましては、まちづくり施策についてであります。

本市は、ご存じのように本年10月で市政10周年を迎えるわけでございます。この間、合併時に示されました新市建設計画に基づく多くのまちづくり施策が、財政計画を見定めながら、年次計画に沿って推進をされてまいりました。多くの社会事情の動向により、本来、合併後10年間と定められていた本計画も5年間の延伸となり、新市建設計画も事業の進捗により、事業の完了年次も計画変更され、本議会としても多くの議論を交わしながら議決に至り、計画どおりの事業完了を望んでおるところでございます。

この間、合併市町村においては、その後のまちづくりに適した事業の推進に資する財源として、合併特例の地方債を発行することを認められ、大変有利な起債として多くの事業に、財源に充てられ、現在の住民から将来の葛城市民にも応分な利益を与える行政サービスの向上に向け、インフラ整備、学習環境の改善、生活改善事業などその多くの事業が、現在、推進をされているところでございます。

しかしながら、当然、有利な地方債とはいえ、起債であることは間違いのないわけでございます。できる限り、特定財源を充当できる国の補助事業、特に、補助率の高い、また、後年度に交付税算入に充てられる事業債など、現在に至る多くの事業は、その当時の政権運営により制度の構築、制度の変更の情報収集等をしっかり確保して、財政運営に適応したまちづくり施策を推進していただいておりますことには、大変、評価をいたしておるところござ

います。

さて、私は、先日、全国市議会議長会主催の研究フォーラムに、西川議長とともに、葛城市議会を代表して参加をさせていただきました。当日は、岡山市のシンフォニーホールにて開催をされ、全国市議会の代表約3,000名に上る参加者であり、全国市議会議長、主催地の岡山市議会議長のご挨拶の後、来賓代表として岡山市長らの歓迎祝辞が述べられて、その後の基調講演では、元岩手県知事、元総務大臣を歴任され、現在、野村総合研究所顧問、また、東京大学の公共政策大学院の客員教授であります増田寛也氏の方から、約90分にわたり、「人口減少時代と地方議会のあり方」と題して、講演会を拝聴させていただいたところでございます。

その講演の内容では、ご自身が座長を務められる「日本創成会議、人口減少問題検討分科会」から、本年5月に全国市区町村別の将来人口推計を公表しました」と述べられ、「推計では、20歳から39歳までの女性人口が5割以下に減少する消滅可能性都市、これは全国の自治体の約半数のうち、特に人口5万人未満の523市区町村には更に、今、申し上げた消滅可能性が高い」このように多くの要因を説明しながら述べられてまいりました。

「しかし、国民の基本認識を共有した上で、適切な対策が打てれば、この人口急減は回避できる。対策には、若者の働く場や学ぶ場、地域につくり出し、地方中枢拠点都市、定住自立圏を構想して、暮らしの場を整備する。いわゆるダム機能を持たすことが必要である。働く場を、地方の資源を活用した産業、農林水産業の再生、観光振興など、地域自治が滅びようとしている住民自治がうまく機能するように、地方議会が住民自治に対する自治力を発揮して、真正面から向き合うことが大切であります」と、悲観論には益がない、問題定義の明確な対策を講じていくことの重要性を論じられたところでございました。

私は、まさしく今後のまちづくり施策に展開していく中で、非常に大きな、大変重要かつ認識を深く共鳴させていただいたところでもあります。

講演が終わって、西川議長と懇談をする中で、本市が現在、推進している多くの事業は、まさしくこの地方中枢拠点都市、定住自立圏の構想に基づいて計画推進をしている事業ではないか。昨年からは試行的に進められている地域のICTを活用した各事業も、暮らしの場を整備するこの一役を担っており、地域の活性化事業として新市建設計画に定めた新道の駅事業においても、人口急減回避の観点からも、今、申し上げました増田寛也氏が指摘する適切な対策である。このように認識を確かめたところであります。

そこで、地域活性化に基づく事業として、今、新市建設計画に位置づけをされた、現在推進をされている新道の駅事業に対して、少しお伺いをしてまいりたいと思います。

ここで、1枚のチラシを見ていただきたいんですが、このチラシは6月初旬に配布されたものであります。ご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、過去において慎重な議論のもと、議会が承認をした予算執行に基づいて、山麓地域の整備の一環でもある南阪奈道路インターチェンジ付近の大変便利な地域が採択されて、このようなチラシのように、国の補助事業である道の駅という事業手法を選択して拠点整備が進められている。

そういう状況を、イラスト等を示しながら、多くの市民の方々に進捗状況をあらわしたも

のでございます。当然、さきに述べましたように、議会としてこの事業のプロセスから議論をし、事業の課題などを検討しながら、適切な手段を提示されたことに対し、その状況下、状況下で判断を下し、事業の完了の責任感を認識した議員団各位は、この事業の正当性を紙面にあらわして、発行者としての使命の自覚のもと、私も一員として掲載をさせていただいたものでございます。

ところが、先日、ある市民の方から、あるチラシをいただきました。そのチラシを見て、私はびっくりいたしました。そのチラシが、これでございます。先ほど6月に配布されたチラシはこちらです。先日、市民が私に渡していただいたチラシはこれでございます。いろいろなことを今、ごらんいただいた議員各位や傍聴者の方は、どう思われているかわかりませんが、チラシの全体の配色といい、全体のデザイン性といい、非常によく似ているわけです。

話はそれるかもわかりませんが、よく海外に行くと一流の製品が、少しマークがずれているとかいろいろあって、コピー物といわれている製品がありますが、そのような感覚のチラシに思われてならない。

なぜこのようなチラシが作成されたのか、私自身は理解に苦しむところでございます。ここに、葛城市みどりの風の会、このように、団体が発行されたように記載をされていますが、チラシにはなぜかファクス番号しか掲載されていない。不思議な発行元と言わざるを得ない。まあいいですけど。みどりの風の会の皆さんに、私は文句を言うために質問しているわけではございません。

私は、それはもちろん、憲法に定められた表現の自由、報道の自由、もちろん認めるところではございますが、この、先日配られたチラシによると、この事業の、先ほど来申し上げた重要性が全く認識をされていない内容となっています。

行政と議会が十分議論をして推進をしている多くの事業が、このような問題視をされている内容のチラシの発行に対して、多くの市民が動揺することは、私としては見過ごすことはできないわけでございます。

さきの、増田寛也氏が指摘しているような住民自治の機能を停滞させることは避けなければならない。私は改めて、これは行政当局に対しても、ご見解を求めていきたい。このように、私は思っているところでございます。

まず、このチラシによる財政力についてであります。さきの平成25年度決算に基づく健全化判断比率など示されているように、本市の財政健全化は極めて良好であると位置づけられています。そのことに対して、このチラシによると、本当に良好でゆとりがあるのかな、このまま事業が進めば財政は悪化するのではないか、このような指摘をされています。

また、事業が停滞して残ったお金は積立金とは言わないでしょう、平成24年度末の基金の積立金、いわゆるまちの預金ですな、42億2,900万円とこのように書いていただいています。財政調整基金の運用についても、このチラシでは、事業が停滞しているから、その資金が積み立てられているから、残高がふえている。このようにとられても仕方ないような内容でございます。

また、事業が進めば、この基金も目減りをして5年後、10年後はどうなるんや、事業が進

めば借金もふえる、借金をふやしたくなければ事業をとめる、こういうふうを書いてある。

市の借金が増大し、税収も減少する見込みである。このようなことで、財政運営の硬直化を指摘されています。今、申し上げました、葛城市の財政計画も含めた今後の財政運営について、このような、このチラシの記載の内容について、これはもうぜひ、当局である山本総務部長からご答弁を願いたい、このように思います。

次に、ここです。新しい道の駅には不安や不透明が山盛りである、ころころ変わるずさんな計画、このように書いていますけども、その中で、右端に砂防地すべり指定地域でしょう、この地域がそうでしょう、ということを言われている。この道の駅の地域が砂防地すべり指定の地域でしょう、というような指定の区域であるようなことが、ここに掲載をされています。本当にその区域の指定はされているんですか。

また、所管であります、先日の総務建設常任委員会の本事業の進捗状況下の説明にあった、この道の駅の予定地に古墳、これが3基の古墳群が出てきましたよ。その処遇を指摘する件も書いています。古墳が3基あるけれどもどうしたらいいんですかと書いてある。壊すんですか、このように書いてある。これについてもお伺いをしてまいりたい、このように思います。

また、建築確認が出ていない現状を指摘されています。また、この事業全体の面積がチラシにあるように1万平方メートル、8万平方メートル、これからどうなるの、甲子園の球場の2倍、このようにうたっていただいていますけども。この事業の全体の事業面積がそんなにころころ変わっているんですか。これも、ご見解を、ご所見をお伺いしたい。

また、先ほど説明した、この地すべり地域にも少し関連するかもわかりませんが、この地域の近接をしたところに、違法盛り土の地域、奈良県との協議の中で、公園整備が今、進められて安全対策が講じられる、このような説明が議会であったことを記憶しております。このようなことから、この、今、申し上げました不安材料について、ご所見を求めておきたい。

さらに、一番下に、これ小さい字やから、皆さんには見えないかわかりませんが、予算が凍結をされた近鉄尺土駅前整備事業、こういうふうに出てくる。予算が凍結をされた。本年度、議会からいろいろ指摘があって、今まで繰越したいろいろな事業については、その繰越し分を先に優先して事業用地取得等々を含めてしっかりと推進をしてまいりたい、このように私は聞いています。しかし、このみどりの風の会の皆さんは、この尺土の駅前は凍結をした、このように記載をされています。よほど事業の凍結がお好きなようでございますが、多くの市民の皆さんが、駅前整備事業、これについては非常に待望論がございます。今、申し上げました不安材料について、この件につきましては、生野都市整備部長にぜひお伺いをしてまいりたい、このように思います。

次に、最後ですけども、多くの議員の皆さんが、一般質問、また、その所管の委員会等々でご質問を繰り返していただいている内容でございますけども、道の駅の本来の管理運営会社の設立の時期。いつできるんですか。維持管理経費の動向について、維持管理費も莫大なお金が必要になるよね、負担になってくるよね、また、建物の規模、経営分析が進んでいるんですか、このようなことがご指摘をされています。これらの進捗状況は、今後、より明確

化をされていくと思いますけど、現在の状況を改めてお伺いをしてまいりたいと思います。

あわせて、ここに、非常に判断をしづらい内容が書いてある。このチラシには、この、できる予定地の近隣の榎原市内のJAが運営をする農作物の直売所、チラシでは「まほろばキッチン」となっていますけれども、そうだろうと思います。その運営に対して、非常に意見を述べておられます。苦戦をしていると、なぜか榎原市内の同施設を問題視されているようなことがここに書いてございますけど、その件についても、今、行政当局としてはどのようにご見識を持っておられるのか。あわせてお伺いをしたいと思います。

また、知事が、ローソン、大型コンビニエンスストアと協定をして、地産地消の販路拡大として、施策を講じたと、こううたっています。このことについても、では、今、農作物直売所をやろうとしている道の駅に対しては、どのような影響があるとご推察されているのか、あわせてこの件については、所管の河合産業観光部長にご答弁をお願いしたいと思います。

いろいろと申し述べましたけども、質問をさせていただきたい内容については以上でございますけれども、市民の団体とはいえ、議会がさまざまな議論のもとで議決をした多くの事業、制度、わずかの差で議会採決があったということが書いてあります。議決は僅差、市民の声を聞いて、とり方はいろいろあろうと思いますけれども、議会が議決をしたことが誤りであったような感覚に思われてならない。こういう記事に対しても、行政当局もしっかりと明確なご答弁をお願いしたいものでございます。

再質問は質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

**西川議長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 本日ただいま、朝岡議員のご質問に対してお答えいたすわけでございますが、お答えさせていただくに当たりまして、フリップ、またチラシを用いてと思っております。何とぞ、許可の方、よろしくお願いいたします。

**西川議長** 許可いたします。

**山本総務部長** ありがとうございます。

おはようございます。総務部の山本でございます。よろしくお願いいたします。

**西川議長** ちょっとフリップ、皆さんに資料が行き渡るまでちょっと待ってください。

傍聴席にもお配りください。

(資料配付)

**西川議長** 総務部長。

**山本総務部長** それでは、ただいまより朝岡議員からご質問ございました、まず財政状況についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政状況をあらわします主な指標につきましては、本9月議会定例会初日に報告いただいておりますように、平成25年度決算に基づきます財政健全化比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のそれぞれの比率につきましては、一般会計を初め、特別会計、いずれの会計も黒字、また、資金不足も生じておらず、赤字比率は生じなかったわけでございます。

また、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、それぞれの早期健全化基準を大き

く下回った良好、健全な状態でございます。県内12市の中でも、優良な状況を維持している状況でございます。

また、財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましても、85.7%と、昨年度より、より良好な状況で、県内12市の中で最も良好な状況を維持している状態でございます。

これら良好な財政指標に加えまして、財政調整基金を初めといたします積立基金の状況を報告させていただきます。

合併以降、積立基金の推移につきましては、平成20年度までは、小泉政権における三位一体改革のもと、国からの交付税が大幅に削減され、基金の取り崩しを余儀なくされてきたところでございます。しかし、平成21年度ごろからは、臨時的な国の交付金や交付税など、国の施策等にも助けられ、また、合併後取り組んでまいりました行財政改革などにより基金への積み立てができ、平成24年度末基金残高におきましては、普通会計ベースで42億2,860万6,000円となっているところであり、そのうち財政調整基金残高は、30億3,403万6,000円で、県内12市においては最も多い積立額となったところでございます。

そして、平成25年度末におきましては、その基金残高、普通会計ベースでございますが、49億8,153万円、うち財政調整基金については、33億9,390万2,000円と、更に積み立てることができ、財政運営を図るための基金財産を保有することができている状況でございます。

財政状況につきましては、以上でございますが、これより、繰越し事業の年度間の財源の流れ、事業の繰越しにより当該年度で未執行となった予算が一体どのようになっているのかということにつきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

新市建設計画に基づきます主要な大規模事業に伴う執行経費につきましては、平成25年度予算に計上いたし、その年度内に支出が終わらない見込みのある事業につきましては、繰越明許費として、また、継続費につきましては、逡次繰越しとしてそれぞれ、根拠法令に基づきまして翌年度へ事業の繰越しを行わせていただいております。

財政には、1年間に必要なお金の出入りを見積もった予算と、その予算で配分したお金をどのように使ったかを示した決算という2つの姿があるわけでございます。決算においては、当該年度の歳入歳出総額から単純に歳入歳出差し引き額を形式収支と呼んでおるところでございます。この形式収支から繰越し事業に係ります翌年度への繰り越すべき財源を差し引いた額を、実質収支と申すわけでございます。すなわち、当該年度の決算時におきまして、繰越し事業に伴います翌年度に必要な一般財源につきましては、当該年度の剰余金からあらかじめ差し引かれ、翌年度の一般財源として、翌年度へ送ることとなるわけでございます。

このことを、フリップを使用いたしまして、ご説明申し上げたいと思っております。

ただいま、お手元に配付させていただいておりますチラシとともに、お聞き願えたらと思うわけでございます。

実際の、平成25年度一般会計歳入歳出決算書の数値等を用いまして、ご説明をさせていただきます。

フリップの左上の調書でございます。この調書は、決算書の3ページにある実質収支に関する調書でございます。このページで平成25年度の一般会計の決算概要が記されておるわけ

でございます。歳入総額164億6,666万円。歳出総額153億2,138万2,000円。歳入歳出の差し引き額、形式収支でございますが、11億4,527万8,000円。この差引残高から翌年度へ繰り越すべき財源、(1)で継続費の通次繰越額といたしまして1億1,577万2,000円、(2)で繰越明許費繰越額3億9,123万1,000円、合計、緑の行でございます、5億700万3,000円。これを差し引いた残る実質収支額6億3,827万5,000円となったわけございまして、平成25年度の決算の最終的な額につきましては、この6億3,827万5,000円。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた残りの、この6億3,827万5,000円が、平成25年度の黒字を示しておるわけでございます。

では、この一般財源の額がどこから来ているのかと申しますと、本年6月13日に臨時議会をお願いいたしまして、その議会に報告をさせていただきました繰越計算書でございます。平成25年度から平成26年度へ繰り越した計算書でございます。フリップ、またチラシの右上の2つの計算書でございます。

上段は平成25年度一般会計継続費繰越計算書、下段のブルーの表につきましては、同じく平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書と。これは、議会で報告させていただいたものでございます。それぞれ、ピンク色、ブルー色で示させていただいております合計額、(イ)、ピンク色の合計額1億1,577万2,000円。(ロ)、合計額でございます、3億9,123万1,000円でございます。この(イ)と(ロ)が、先ほど申しました決算書3ページの区分4の、翌年度へ繰り越すべき財源ということで(1)、(2)それぞれピンク色、ブルー色で示した額となっております。

このように、平成25年度決算の黒字は、平成26年度へ繰り越すべき一般財源の額を差し引いた残りの額であることがわかっていただけたと思います。そして、差し引いた平成26年度へ繰り越すべき一般財源の額は、繰越し事業に係ります既に同意許可をいただいた地方債、また、補助指令等のあった補助金で、平成25年度で歳入として入らなかった未収入の特定財源とともに繰越し財源といたしまして、平成26年度に送らしていただいたわけございまして、決して基金に積み立てたものではございません。

また、繰越し事業に係ります国庫、県の補助金、地方債でございますが、右上の2つ目のブルーの表をごらんいただきたいと思っております。

繰越明許費の計算書でございます。このほぼ真ん中ぐらいに、既収入の特定財源の欄がございます。(ハ)、ここの部分については赤色で囲っております。この欄をごらん願いたいと思っております。全て0円でございます。平成25年度でこれらの財源は入ってきておりません。特定財源の中でも、補助金や地方債につきましては、一定の前払い金や概算払いの制度はあるにせよ、当該事業が完成して初めてその実績に応じて補助金や地方債の融資が受けられる仕組みとなっているため、平成25年度では入っておらない。全て0円となっております。

既収入の特定財源、これもまた、基金に積み立てを行っているものではございません。

では、どのような要因によりまして、基金の積み立てができてきたのかと申しますと、先ほども少し述べましたが、合併直後から続きました三位一体改革での交付税の大幅な削減等

による地方財政への締めつけ時期が、平成20年、平成21年度ごろから政権交代もあり、臨時的な国の交付金、また交付税の増額など、国の施策転換がなされ、それに助けられてきたところも大きな要因でございますが、事業の執行に際しては、国、県などの補助金をいかに獲得するか、また、情報収集に積極的に先んじて取り組む一方、国等への理事者によります陳情、要望を重ねるなど、最大限にそれらの利活用を図ってきたことによる補助金の獲得、さらに加えて基幹業務システムなどの共同導入によります自治体クラウド、庁舎を初め公共施設の維持管理等での長期継続契約、カテゴリーごとの一括契約など行財政改革による経年的な経費節減の積み重ねなどにより、基金の積み立てが可能となってきたことと認識いたしておるところでございます。

次に、事業と借入金についてでございます。

これまで新市建設計画に基づきます主要なハード事業を推し進めてまいりましたが、各事業費につきましても、より有利な国庫支出金などの特定財源を確保し、かつ後年度に交付税算入の高い起債を充当することで、市税や地方交付税といった自由に使える一般財源の歳出を極力抑えて、他の事業にも充当できるよう考慮し、財政運営を図ってまいりました。

事業を行う中では、一般財源の持ち出しを抑えつつも、借入金としての起債は行うわけでございます。以前に借り入れた起債は償還により年々減少、やがて完済を迎えるわけでございます。また、新たに事業に係ります財源を精査いたした中で、起債を起し、地方交付税算入の状況も視野に入れて財政運営をいたすわけでございます。全国の全ての地方公共団体は、このように、国の地方債計画の中で位置づけられました起債を活用しながら財政運営を行っているのが現状でございます。

また、税収についてでございます。

市民税を初めとする市税全体につきましては、平成25年度決算では、40億6,754万5,000円となっております。合併以降、税収の最も多かった年度、平成19年度でございまして、決算額で49億3,265万4,000円となっておりますわけでございます。平成25年度と比較いたしますと、8億6,510万9,000円の減額となっておりますが、この平成19年度の税収、大手企業の合併に伴う影響分、約3億4,600万円が臨時的に増加したことによることとございまして、この臨時的な要因を除きますと、約5億2,000万円の影響となっておりますのが実情でございます。

なお、合併以降の税収の平均でございます。

平成16年度から平成24年度では、43億8,000万円余りとなっており、平成25年度決算は約3億円減収ということでございますが、バブル期後半も含めました平成元年から平成24年度の平均税収は40億9,000万円余りでございまして、平成25年度決算額は、ほぼ平成元年から平成24年度の平均の税収と同じ額となっておりますのが現状でございます。

私の方からは以上でございます。

**西川議長** 生野都市整備部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部の生野でございます。よろしくお願いたします。

朝岡議員よりの4点、質問をいただいておりますわけでございますが、順次回答させていただきます。

まず1点目の、事業地域は砂防地すべり指定地域についてですが、確かに奈良県の砂防指定区域に入っておりますが、開発事前協議なり、都市計画法第29条の申請時に県砂防課と十分な協議をいたし、指導を受け、万全な対策を行います。地すべり指定地域についてですが、このような指定という表現はございません。正しくは、地すべり等防止法第3条により、国土交通大臣が地すべり防止区域を指定することとなっております、市内ではどの地域も現在、指定はされておられません。

次に、2点目の、古墳が試掘の際に発見された件でございますが、現在、本調査を発注しておりますが、教育委員会の見解といたしましては、発見された古墳は、過去において大きな破壊を受けたことも多いことから、本調査による埋蔵文化財の記録保存を予定しており、現状での保存はないと聞いております。

次に、3点目の建築確認の件、事業面積の件及び違法盛り土の地域で公園整備を施工することについてでございますが、建築確認については、県に都市計画法第34条9号に規定する市街化区域内において建築することが困難又は不適當なものとして、都市計画法施行令第29条の7第1号で定められた道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる休憩所、沿道サービス業になるわけでございますが、道の駅に該当いたしますので、法の規定に基づいて開発事前協議の準備をいたしておるわけでございます。今後は、都市計画法第29条1項の許可を得て、建築確認申請を行う予定でございます。

事業面積につきましては、当初計画どおり約3万2,000平方メートルであります。

次に、違法盛り土の安全対策でございますが、奈良県で実施していただく崩壊部分の解消等、または、葛城市として実施する公園整備につきましては、吸収源対策公園緑地整備事業で約5万平方メートルを予定いたしており、現在は測量設計委託業務を発注しております。県砂防課におかれましても、今現在、基本設計に着手されており、詳細な打ち合わせを始めております。新道の駅と吸収源対策公園緑地整備事業につきましては、一体化事業ではなく、全く別事業でございます。

最後に、4点目の近鉄尺土駅前広場整備事業についてでございますが、確かに、平成26年度予算につきましては、事業進捗のおくれがあり、用地買収に専念するため予算計上を見送っておりますが、現況といたしましては、未契約の方に用地交渉に出向き、前向きな返答もいただいておりますので、決して事業凍結ではございません。今後も事業完成に向けましてより一層努力する所存でございます。

以上です。

**西川議長** 河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** 産業観光部長の河合でございます。

朝岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、管理運営会社の設立時期についてでございます。

新道の駅に係る管理運営会社につきましては、商工業農業者の代表によりまして組織され、新道の駅の開業の約1年前に新会社を設立するとされております。これは、道の駅の指定管理の議決が開業の6カ月前の議会となること、さらに、その3カ月前の議会には道の駅の管

理条例の制定が予定されることから、開業の1年前の設立を予定されております。

このことから、新道の駅は平成28年9月開業を予定しておりますので、管理運営の新会社の設立につきましては、平成27年9月を目指しておられるところでございます。なお、現在、発起人会では定款の作成、運営計画の作成に取り組んでおられるところでございます。

また、新会社の設立前には、直売所の出荷者の募集、導入店舗の募集等を進める予定をされておまして、新道の駅の管理運営に向け、着々と準備を進められているところでございます。

次に、維持管理費についてでございます。

新道の駅の管理運営につきましては、指定管理事業者による委託管理を予定いたしておまして、市からの指定管理費につきましては、支払わないということにしておるところでございます。これは、新道の駅の中に、売店等の営利施設が配置されることから、指定管理事業者の営業努力によりまして、施設全体の管理運営費を賄っていただくことを想定いたしておるところでございます。管理運営会社におきましては、このリスクマネジメントを十分に理解していただいた上で、指定管理を受けていただくこととしておりますので、市の今後の新道の駅に対する維持管理費の負担は発生することはありません。

次に、新道の駅の建物の規模、経営分析についてでございます。

新会社の管理運営に係る経営分析につきましては、新道の駅の施設の規模が決定されないと詳細の経営分析の決定に至りませんでした。新道の駅の施設の規模がほぼ確定となったということでございますので、今後はその施設をもとに、これまでの素案をベースにしていた経営分析を再度精査する作業に入っておられるところでございます。

また、新道の駅の建物の規模につきましては、売店を含む施設が1階部分で約2,300平方メートル、2階部分では約800平方メートルの、合計3,100平方メートルで、別棟となる道路情報のための施設につきましては、約260平方メートルとなっております。県の事前協議に入る予定となっておりますところでございます。売店を含む施設の内部配置につきましては、ほぼ決定されておりますので、今後は、その配置に基づきまして、細部の売り上げ計画、人員配置等を修正しまして、経営分析の精査が行われることとなっておりますところでございます。

次に、「まほろばキッチン」についてでございます。

J A奈良県の大型直売所施設でございます「まほろばキッチン」の平成25年度の事業実績につきましては、詳細なデータはございませんので、苦慮、苦戦しているとの表現が適切かわかりませんが、「まほろばキッチン」におかれましては、年度途中で鮮魚売り場を設けられたり、さまざまなイベントを催されたこともありまして、年度実績といたしましては、当初の目標を達成されたと伺っておるところでございます。

新道の駅につきましても、全国に1,000を超える道の駅ができている中、売店等の売り上げにつきましては、厳しいものとなることも予想されますが、商工業関係者等々が中心となりまして、今後の経営を検討いただいております。「まほろばキッチン」同様のさまざまなイベントを開催されることによりまして、市内県内はもとより、大阪府等の近隣府県からの集客も見込めるよう期待しているところでございます。

次に、県知事とローソンが、地産地消の販路拡大協定を交わしたことについてでございます。

平成26年4月に交わされました奈良県と株式会社ローソンとの連携と協力に関する包括協定の中で、地産地消及び奈良県オリジナル商品の開発と販売に関すること、奈良県産品の販路拡大に関することなどが規定されておりまして、本年度のその内容といたしましては、県産食材を活用した商品を開発し、包括協定の記念フェアにおいて、販売すること等、広く奈良県産のものを取り扱う趣旨となっております。新道の駅におきましては、あくまでも、葛城市産の農産物、商工業製品を取り扱うことを目標といたしておりまして、市の地産地消の役割をより明確にした施設と考えております。

今後はメディア等の各種媒体を活用いたしまして、より多くの市民に利用いただけるよう、市と運営会社が連携をいたしまして、地産地消の拡大に貢献できる施設を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**西川議長** 朝岡君。

**朝岡議員** 詳細にわたり、ご答弁をいただきました。山本総務部長、フリップまで作成していただいて、このお金の流れをわかりやすく説明もいただきました。1つ1つご紹介して、このチラシの内容と精査してお話をしたかったんですけど、残り時間の関係もございますので。

端的に申し上げて、先ほど来、事業が停滞して残ったお金は積立金とは言わないでしょうと、こう書いてございましたけども、先ほどの説明から受けますと、繰越明許等々も財源はそのまま繰り越して充当していることで、事業の停滞によって、その財政調整基金が積み上がっていくというわけではないということが、議員の皆さんや傍聴の皆さんにも配られたこのフリップを見ていただいても明確になったのではないかな、このように思います。

あのチラシを監修された方については、議会の議事録、さまざま参考にして編集をされたと思いますけど、もう少し財政の仕組みというのを学習していただきたいな、このように思うところがございます。

また、改めて、道の駅の事業についても、平成23年10月の、当時の所管でありました都市産業常任委員会、全体事業費が示されて、同じく平成23年12月16日並びに平成24年6月14日に開催された、当時ございました行財政特別委員会、事業費の変更の説明等々を受けて現在に至ったところがございます。唐突に事業費が増大して、市民の代表による意見構築を経て、さきに述べた経過で本事業が推進されてきた、このような事情がございますのに、なかなかこのチラシでは、そのような表現がされていない。全く理解に苦しむところがございます。

部長から、いろいろご答弁いただきました。この事業の重要性を改めて示していただいたところがございますが、市長、副市長、皆さん方から議会に説明をされていることがこのように理解をされていない。誤ったとは言わないにしても、表現がちょっと違うんじゃないかというこのチラシに対して、私は憤りを感じておるわけです。このことに対して、余り時間はありませんが、市長、もしくは副市長、どちらでも結構ですから、今後の財政運営と、このことに関するような明確なご見解をお示しいただきたい。

以上でございます。

西川議長 市長。

山下市長 朝岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

私も、先ほど示していただいたチラシを見たときには、愕然とする思いでございました。これは、私の勘違いで、ある議員と話をして、こんなことを書かないでいただきたいというお話をさせていただいたら、その方は、私たちは関係ないんだというお話をされました。そのことにつきましては、ここで改めておわびを申し上げたいと思います。なるほど、議員が入っておられたらこんな表現にはならなかったんだろうと思いますし、また、財政がわかっておられる方であれば、こんな間違いは起こさなかったんだろうなというふうに思います。

また、尺土駅前のことに関しましては、いろいろと先輩議員、行政の先輩の方も議員でいらっしゃいます。その方と議論する中で繰越し、繰越しばかりしないで、新しい予算を計上しないで、繰り越した額をまず執行して、それから新たに予算計上していくべきではないかという提案を受けて、なるほどなということで、尺土駅前に関しましても、繰越額が多くございましたので、それを繰り越して、事業執行させていただくということで、確かに予算特別委員会の中でも説明をさせていただきまして、事業は進捗をさせていただきたいということで説明をしましたが、事業凍結と書いてございましたので、これはびっくりしました。なるほど、議員はこれ全く関与してないというのはなるほどやなというふうに思いました。

ただ、発行しておられる方々がどなたかわかりませんが、しっかりと勉強していただいて、批判をすることは構いませんし、議論することは大事だと思いますけれども、うそを書くことはいかんだろうと。また、基金の積み立てに関しましても、先ほど朝岡議員がおっしゃっていただいたように、ちゃんと説明をすればわかるんだということでございます。それで、中には補助金を先にもらって、それを積み立てているんじゃないかということも、先ほどのフリップで示させていただいたように、その金額は0円で計上されておりますので、補助金を前にもらってそれを積み立てているという事実はないということです。

ですから、間違った事実を市民にたくさんの、1軒1軒まいておられるようでございますから、そういう事実を我々も、行政としても、広報やいろんなところでしっかりと、あれは間違っていますよと、正しいのはこうですよということを示させていただく。また、それに基づいて議員方と一緒に議論をしていくということが大事だろうというふうに思っております。

先ほど、元岩手県知事の増田さんのお話をされました。葛城市が、2040年人口9%減が、あの中では見込まれている中ではございますけれども、そのときに人口減をせずに発展を遂げていくという自治体になるためには、何をしていくべきなのか、どうしていくのが大事なのかということを中心に、これからまた議員の皆さん方と葛城市のこれからあるべき姿、そういうものをお示しさせていただきながら進ませさせていただきたいというふうに思っております。

今年はいくくも合併の10周年、切りの年でございますので、今後の10年、20年を向けて、どのような形で取り組んでいくのか、皆さん方の意見、大いに参考にさせていただきながら、

頑張ってまいりたいと思います。また、間違っただ意見等も払拭していけるように広報等に努めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

**西川議長** 朝岡君。

**朝岡議員** ただいまは、山下市長から明確にご所見を賜りました。

市長は、以前、先ほど来、答弁にもありました自治体クラウド等々を提唱されて、維持管理の経費を削減されて、まさしく真水の経費削減に努められた。大きな評価であります。その後、我が党が以前から提言をさせていただいておりました小児医療費拡充措置を公約実現。県内12市に先駆けて子育て支援策の大きな柱を打ち立てていただきました。ちょっとご紹介がございました、増田寛也さんが提唱する人口減少化を回避する大きな課題が、若者層の定住化、少子化の対策、希望出生率の向上などの取り組み強化の必要性であります。

また、人口減少化時代に対する我々地方議会のあり方であります。若者が希望どおりに出産、子育てができる働く場をつくることを最優先課題として、定住自立圏の全圏域を見て集約をする拠点設備の形成を推進する。住民への説明など、議会人が一役を担わなければならない。選挙で選ばれた議員が真っ先に真正面から課題に向き合っていかなければならない。このように指摘をいただいています。

本市の現状と将来像を注視して、本市の建設、新しい新市の建設計画が、その本来の性質に沿った事業であることを住民各位、市民各位に説明責任を果たすこと自体、先人たちがご苦労いただいて先見性を持った提言をその計画に定めてそのことに対する感謝、我々の使命と捉えて、今後とも理事者、行政当局と前向きな議論を進めてまいりたいと思います。このことを申し述べて、ちょうど時間となりましたので、一般質問を終わります。ご答弁、大変ありがとうございました。

**西川議長** これで朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時11分

**西川議長** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。私の質問は、第1に新道の駅建設事業について。第2は、職員採用事務について。第3番は、合併10周年に当たっての3件であります。時間の都合上、3件いけるかどうかわかりません。そのたびはご容赦いただきたいと思います。質問の詳細については、質問席にて行わせていただきます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 第1に、新道の駅建設事業についてであります。今回で9回目の質問であります。

平成23年5月に策定された地域活性化新道の駅事業計画が、平成23年10月25日に議会に初めて提案されてから、今日までどのように変遷をしてきたか。この点を検証してまいりたい

と考えます。

まず、当初の計画と比較をして、一番わかりやすいと思われる農産物直販所、あるいは、牛乳処理等の加工施設、物販ショップやチャレンジショップ等の商業施設の面積や内容配置がどう変わってきたか。最新の計画の実態について、まず説明を求めるものであります。

**西川議長** 河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまの白石議員のご質問にお答えいたします。

新道の駅の施設の面積、内容等についてでございます。新道の駅の施設の内容及び面積につきましては、平成24年3月に策定をされております都市再生整備計画に基づきまして、計画をされておるところでございます。この施設における1階部分といたしましては約2,300平方メートルを、2階部分につきましては、6月議会におきまして、約1,000平方メートルと答弁をいたしましたが、その後、種々検討をいたしました結果、建築の構造上の問題並びにコスト削減も加味した中で、約800平方メートルと、現在、考えているところでございます。

内容といたしましては、都市再生整備計画における高次都市施設である観光交流センター整備につきましては、農産物直売所としてバックヤードを含んで約1,100平方メートルを、まちおこしセンター整備として、惣菜・弁当加工、また、牛乳処理加工施設等の加工所といたしまして約240平方メートルを計画いたしております。

それから、地域の創造支援事業といたしましては、1階部分にある農家カフェ、アンカーショップ、物販ショップ、チャレンジショップ、飲食スペース、トイレ等として約960平方メートルを。そして、2階部分でございます。事務室、多目的室、トイレ等約800平方メートルを計画いたしておるところでございます。

なお、この計画に係る事業項目につきましては、県と協議の上、決定することとなっております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 河合部長よりご答弁をいただきました。

現在、考えている商業施設の面積は、1階部分が約2,300平方メートル、2階部分は、この6月定例議会で約1,000平方メートルと答弁をされていましたが、その後検討した結果、約800平方メートルに変更された。また、1階2,300平方メートルの内訳は、観光交流センターの農産物直販所で1,100平方メートル、まちおこしセンターとして整備される惣菜や弁当の加工、牛乳処理施設等の加工所が約240平方メートル。地域創造支援事業として、農家カフェやチャレンジショップ、アンカーショップ等で960平方メートル。2階部分の約800平方メートルは、事務室や多目的室、トイレ等を計画している。また、これらの施設はL字型の施設に一体的に配置されるということでもあります。

では、これらの面積に変更されてきた理由、その根拠についてお伺いをいたします。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまのご質問でございます。

新道の駅の施設面積の根拠についてでございます。

農産物の直売所の約1,100平方メートルにつきましては、農産物等の直売所の売り場として約650平方メートル。事務所や保冷库等のスペース、またバックヤードが450平方メートルと考えております。この売り場につきましては、出荷者の方々が持参される野菜等の農産物や花卉類、また花の苗などに加え、多種多様な加工品や土産等の物産販売も考慮し、売り場面積を計画させていただいておるところでございます。

次に、加工所としての約240平方メートルにつきましては、本市の特産でございます酪農製品の加工機能の充実を図りたく、牛乳処理加工を行う予定でございます。また、野菜等に付加価値をつけるべく、惣菜や弁当をつくり販売をする予定をいたしております。食品衛生法のこともございまして、十分なる面積が必要となるところでございます。

それから、地域の創造支援事業でございます農家カフェでございますが、地域の特産でございます乳製品を使ったジェラートを中心として魅力ある店づくりを行っていくものでございます。アンカーショップにつきましては、この道の駅が奈良県の西の玄関口であることを踏まえまして、その立地条件の特性を生かした中で、県内産の特産品を販売する予定となっております。おるところでございます。

物販ショップ、チャレンジショップにつきましては、市内の起業家の方々が新たに自分の特性を生かせる場を提供するために設けるものでございます。2階部分の多目的室につきましては、広く地域住民の相互交流を図るための研修会や講習会の場として利用していただくことで設けるものでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 河合部長から改めて答弁をいただきました。

更に具体的に伺ってまいりたい、このように思います。

平成23年10月25日の都市産業常任委員会に初めて提案されたときの計画、この平面図の計画であります。そして、4カ月後の平成24年2月23日の都市産業常任委員会に改めて提案された都市再生整備計画では、施設の面積や内容配置はどうなっているかといいますと、その次に出された計画については、このような計画であります。

それぞれ、この内容が異なっています。内訳が異なっています。その面積をしてみると、平成23年10月のときの面積は1,585平方メートル、平成24年3月のときは1,575平方メートルです。この2つの計画についてはほとんど変わっていない。ところが、この6月定例議会に答弁された内容、あるいは、先ほど河合部長が答弁された面積は、1階が2,300平方メートル、2階が800平方メートル、合わせて3,100平方メートル。これまでの2倍近い状況になっている。1階の2,300平方メートルについては、約1.5倍になっているわけであります。

さらに、施設の内訳について見てみますと、この農産物の直販所とか加工施設、これは基幹事業とも言われるものだと思うんですが、平成23年10月のときは、1,150平方メートルでした。平成24年3月の都市再生整備計画では、観光交流センター1,170平方メートル、まちおこしセンター150平方メートル、合わせて1,320平方メートルであります。

このたびの部長の答弁では、観光交流センターが1,100平方メートル、まちおこしセンターが240平方メートル、合わせて1,340平方メートルですから、ほとんど変わらない。20平方メートルぐらいしかふえてないわけです。

ところが、提案型の事業を見てみますと、平成23年10月には、レンタサイクルや更衣室、シャワー室、あるいはレストラン等を含めて265平方メートルだった。平成24年3月の都市再生整備計画の提案では、これもレンタサイクル等あるいは農家レストラン、合わせて250平方メートルであります。10平方メートルしか変わっていない。

ところが、このたびの河合部長の答弁では、地域創造支援事業という形でチャレンジショップ10店舗程度、アンカーショップなどなど入るわけですが、960平方メートル、3.6倍にふえているんですね。

3,100平方メートル、2,300平方メートル、2階のスペース800平方メートル、なぜふやす必要があったのか、再度説明を求めるものであります。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** 都市再生整備計画と今の現状との比較、いわゆる面積がどのようにして変わってきたかというようなことでございます。

これにつきましては、葛城市の地域活性化事業計画というのが策定されておるわけでございますけれども、その当時のワーキング会議の意見を受けた中で事業計画が反映をされております。

今回の施設の面積がどのように変わったかといいますと、当初はワーキング会議の意見を受けて、計画面積に反映されているところではございますけれども、今回の各施設の面積につきましては、当初の計画を反映しながら、なおかつ、いかにしてその道の駅にいわゆる人が集まる、にぎわいのあるものとするかと。具体的に施設の内容、施設配置を、この道の駅の設立準備会におきまして協議を重ねられたものが、先ほど申し上げました施設面積となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 実施計画そのものが、このように変わってきた。それは、推進委員会やあるいは設立委員会、更に新たに設立された設立準備会等で議論する中で、この、人を集めて、にぎわいのある、いわゆる売り上げも上げていく、こういうことで面積を拡大してきた。これは、そのとおりだというふうに思います。

この計画、平成23年10月25日に出され、2カ月足らずで計画が変わり、この間施設の面積や内容配置、経営分析が全く決まらないで迷走してきた。そして、今回出されてきた内容については、大幅な変更になっています。まだ経営分析は出ていません。そこがみそだろう、こういうふうに思うわけでありまして。1階部分については、明らかに、この、チャレンジショップ、さらにアンカーショップなど人集めのための施設を多く配置している。こういう狙いが明らかであります。しかし、800平方メートルはどのような理由なのか、明らかにはなりませんでした。

私、商工会員の方から耳打ちをされたんですけども、あそこに商工会が入るんやと、こういうふうに聞きました。そんなことはないでしょう、これは補助事業でやるんですよ、それはできません、このように打ち消しはしましたが、そんな話はありませんね。お伺いしておきたいと思います。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまの2階の部分にかかわりましては、先ほどからも申し上げておりますように、地域住民の相互交流の場ということでの研修あるいは講習会の部屋ということでの多目的室でございます、今現在、そういうような話は伺っておらないところでございます。以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 当然のことです。このことは、ここでしっかりと確認をしておきたい、このように思います。どうして、施設の面積や内容、配置等がころころと変わってきたのか。なぜふやさなければならなかったのか。そして、いまだに経営分析も提案されていない。それは、私は、まず当初から道の駅の事業計画の理念、基本方針が、検討委員会、ワーキング会議、推進委員会、設立委員会や準備会、行政が共通の認識として捉えられていなかった。時々状況に場当たりの対応してきたために変更せざるを得なくなってきたのではないかと。これが1点であります。この点、いかがお考えですか。行政としてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまの白石議員のお尋ねでございます。

確かに、平成23年の事業計画、基本計画が上がりまして、それから以降、いろんな事情がございまして今日までに至っておるわけでございます。確かに、おっしゃるように、今現在、そういうような形の中で、詳細が具体的に定まってきたわけございまして、それに向けた形の中でこれから進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** それでは、また具体的にお伺いをしたいと思います。

その時々、場当たりの対応してきたわけでは、当初、この平成23年10月25日に提案されたときの基本理念、考え方から今日の理念や基本的な方針、どのように変わってきたのか。

これは、私、手元にその当時の提案書を持っています。表題に株式会社道の駅かつらぎの発起人代表が商工会の会長であり、また、もう一人の代表は農業活性化推進協議会の会長であります。新道の駅の設立要望書が1ページ目につけられています。そして、設置場所があります。さらに、先ほど示しました平面図があります。そして、これ結構具体的に書かれているんですね。概算事業費の算出、さらに道の駅事業施設構想案、そして、道の駅分析表もちゃんと提案されているんですね。しっかりした計画を出しているんですね。それが何で変わってくるんだ。理解できない。説明いただきたいと思っております。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** 今現在のところ、運営計画並びにその経営分析等につきましては、今現在のところ発起人会なり、設立準備会におきまして協議をいただいておりますのでございまして、できるだけ早い機会の中でお示しをしたいというような思いはいたしておるわけですので、もう少しの時間をいただきたいと思います、こういうふうに思っておりますのでございまして、ご理解いただきたいと思います。

**白石議員** 理念や基本方針は変わったんですか。変わらなかったんですか。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** 基本方針についてでございます。平成23年5月に葛城市の地域活性化事業の道の駅の事業計画という基本方針が出されております。この中では、1つは地域の振興の拠点の創出ということで、地元製品の販売や飲食の機能の充実、農産品、酪農製品等の加工機能の充実、地域を生かした魅力ある商品づくりなどとなっておりますのでございます。

また、2点目といたしましては、休憩、それから情報発信の拠点の創出といたしまして、休憩機能や道路情報機能の提供、まちの情報発信。

それから、3つ目といたしましては、地域が活躍し、産業振興を支援する拠点の創出といたしまして、地域住民が活躍し、担い手を育成する環境づくりを基本方針として設定をされたところでございます。

今回、新道の駅の基本方針といたしましては、1つは地域情報を発信し、交流人口の拡大を図る。2つ目といたしましては、広い視野でさまざまな人たちの安心や安全を支える。3つ目といたしましては、地産地消を推進し、葛城市の食のレベルを高めますと。4つ目といたしまして、活動の場、雇用の場を通して地域の活力を創出するとしているものでございます。

先ほど申し上げましたように、地域活性化事業の事業計画の基本方針はそれを踏襲いたしておるところでございまして、当初の事業計画に盛り込まれていない事項も含めた、また整理をいたしまして基本方針を現在も協議をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 部長からご答弁をいただきました。

平成23年5月に策定された基本方針は踏襲されている。そう言いながら、当初の事業計画に盛り込まれていなかった事項も含め、今、整理をし、基本方針を現在、協議をして新たに作ると言っているわけです。つまり、踏襲すると言いながら、変わってきていることを認めたものというふうに思います。

そこで、ちょっとお伺いしておきたいんですが、議論に入る前に、この基本方針を協議していただいているところというふうにありますけども、どこで誰に協議をしていただくのか、お聞かせ願いたい。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** それにつきましては、発起人会の中で議論をしていただきまして、協議をして決定をしていただくというものでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 これ、発起人会、いわゆる設立準備会の運営会社の発起人会ですか。設立準備会ですか。どこですか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 発起人会につきましては、設立の準備会の中から選ばれておる会員という、発起人会のメンバーということでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 これ、また、設立準備会の中からその発起人を選出し、そこでまた、この協議をして基本方針を決めていく。これは、事業の基本方針ではなくて、新会社の基本方針でしょう。やはり、私たちは18億円をかけて事業をするわけです。ちゃんとした基本方針、基本理念を持ってやらないと、こんな事業進められないじゃないですか。

ところが、この間、一貫して市は、推進委員会や設立委員会等に丸投げをしてやってきた。その結果、施設の内容や面積、配置が決まらない。経営分析も決まらない。それはそうでしょう。市は、この会社の運営について運営管理料を払わない。欠損が出て補てんはしない。もうけが出たらいただきます。こんなことで丸投げにしているんです。それは、設立準備会も発起人もこれ、大変ですね。それは、決まらないですよ。市としての責任ないんですか。基本方針は踏襲していると言いながら、変わってきている。それはそうでしょう。経営分析、当初のを見てみても、もともと地域の活性化、葛城市内の農業者や各種生産者の商品を直売する。加工品を直売していくという目的であります。それが理念、基本方針です。それが、売上げの7割を占めるんだと。8億5,000万円のうち、7割です。約6億円。

ところが、この方針変換、施設の面積だけを見てもはつきりしてきている。そういう地元の農産品や加工品、地場の製品は後景に追いやられて、部長も答弁をされたように、奈良県内の特産品を、お土産を大幅に扱って利益を上げよう、こういう方向に変わってきている。このことに対して、市はどのように対応しているんですか。どのように責任を負うんですか。お伺いしたい。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 当初の地産地消のとらまえ方、当初は市内産を70%、それから市外産につきましては30%というような話を、その中で、計画の中に、そういう話があったわけでございます。これにつきましては、できる限り、その地元業者並びに商工業者の方々の出荷、出店がしていただけますように努力をしまいたいと考えておるところでございます。今後、その出荷、出店の募集に当たりましての協議にかかわりまして、条件整理も行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 質問に対して答えていただいている。私は、市が本当にこの事業に責任を持って取り組んでいるのかどうか、こういうことを聞いているわけでありまして。何でこうころころ事業計画が変わってきたんだ。何で、これまで施設の面積や内容、配置が決まらなかった。何で、

2,300平方メートルもの面積にふえたのか。ちゃんとした基本理念からして、基本方針からしてどうなのかということを検証しないと、方針が定まらないじゃないですか。

私は、愛知県の「げんきの郷」、あるいは「立田ふれあいの里」に研修に行つてまいりました。「げんきの郷」は、JAが主体の道の駅でして、30億円を農協が、JAが投資して、それこそ単に農業者の育成を図っていく、こういうことじゃなくて、やはり品質管理から残留農薬の検査から、本当に徹底をして、それについてくる農家の商品だけを扱う。そして、利潤を生んで、借入金もしっかりと償還をしていく。そういう見通しを持ってやっていると同いました。

一方、愛西市の「立田ふれあいの里」は、地域の農業を何とか守っていきたい。農業者の意欲を喚起したい。そのために、余り無理せずに、3つのかごの中まで、出店できるときはしてください。こういう考え方で、レンコンの特産品を活用して、地域の農業を守っていこう。生産者の意欲を喚起していこう。こういうことでやっている。それはそれなりに、ちゃんとした理念を持ってやっているんです。

ところが、うちは、葛城市は、何を目指していくのかというのが見えない。これでは、迷走するはずですよ。

最後に、この点、協議していただく、これでは困るわけで、最初の目標を持っているんですから、それでいくのか。いやいや、もう行政として、今の方向、売り上げを上げるために、にぎわいをつくるためにどっといきまんねん。地元産品はまあほどほどでよろしいねん。こういうことでいくのか、はっきりお聞かせいただきたい。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまの白石議員のお尋ねでございます。

確かに、「げんきの郷」等あるわけでございますけども、内容といたしましては、品質管理も当然必要になってこようと思うわけでございますし、残留農薬等のこともあるわけでございます。それにかかわりまして、一方ではいわゆる農業者なり商工業者のそういう販路の提供という1つのそういう場もあるわけでございます。そういうことも含めながら、全体的に今後の道の駅の運営につきましては、そういう形の中で、適正な運営ができるような形に持っていきたいところであるわけでございます。

行政といたしましても、基本的にはあくまでも地域活性化の事業計画、基本方針というのがあるわけでございますけども、その点もしっかりと比較をしながら、今後、それにかかわりましての対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** それでは、次に移りたい、このように思います。

河合部長が、施設の面積を2,300平方メートル、1階ですね。2階は800平方メートル。このような答弁がありました。事業計画の中身、その都市整備部が所管をするこの計画の中身の変遷も、このことによって大きく影響を受けているというふうに思います。この点、どのようになっているのか。まずお伺いしたいと思います。

**西川議長** 生野都市整備部長。

**生野都市整備部長** 都市整備部の生野でございます。よろしくお願いします。

ただいまの白石議員のお尋ねでございます。現在の計画につきましては、ご承知のように平成24年3月に都市再生整備計画、当時、私、都市整備部理事としてこの計画に携わった一員でございます。平成24年3月に策定いたしまして、まず、社会資本総合整備事業で道路附属施設を約1.2ヘクタール、都市再生整備計画事業、旧のまちづくり交付金事業で道の駅交流広場整備事業として約1.9ヘクタールで、事業期間を平成24年度より平成27年度までの4年間で計画しております。

この計画につきましては、先ほど河合部長の答弁にありましたように、施設規模が拡大されております。平成27年度に、この規模の拡大によりまして一部事業計画の変更を行う予定をいたしております。

以上です。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 変更をどのようにするんですか。具体的にお伺いしたい。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** 先ほどの面積でございます。1階部分が2,300平方メートル。

**白石議員** いやいや、そうじゃなくて、都市再生整備事業計画、こういうものは、ずっと変更されているのか、変更されていないのか。その中身を聞きたい。

**生野都市整備部長** 今現在の状況を申し上げますと、変更はいたしておりません。今後、観光交流センター整備事業は1,170平方メートル、まちおこしセンター整備事業につきましては、当初150平方メートルでございましたので、この部分につきまして、今の計画に沿った形で平成27年度で初めて計画の変更を行うということでございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 平成27年度で初めて変更する、こういうことですね。それまでは、基本的には都市再生整備計画、旧のまちづくり交付金事業に変わりはない。こういうふうに部長はご答弁をされているわけですね。

ところが、本年の3月の定例議会、この問題について議論をされています。それについて、私はお伺いをしていきたい。

岡本議員の一般質問において、都市再生事業分、いわゆる加工所、物品販売所、この分について「いわゆる公園事業で買収されたことは間違いないのですね」と、こう聞いている。当時の部長は、「公園事業です」このように答弁をしています。そして、「都市公園に設置してもよい公園施設の種類といたしましては、売店、飲食店等が都市公園法施行令で定められています。本道の駅に計画している施設については、これに該当するものと考えています。そして、新たに購入した、競売で購入した違法盛り土の4万2,990平方メートルもあわせて一体的に管理をし、事業を進めていく」こういうふうに言っています。

さらに、岡本議員の「2万2,000平方メートルと盛り土部分の面積を含めて、2%以内になると思うが」の質問に対して、部長は、「そのとおりです」と明確に答えているんです。市長もこの答弁を補強する、そういう答弁をしております。

これでいけば、先ほど来2,300平方メートルと言いますけれども、4万2,990平方メートル、さらに、この違法盛り土の下の部分にあります、道路沿いにあります6,640平方メートル、大池ですね。3,368平方メートルですか。これも買って、本体の2万2,000平方メートルを入れて7万5,000平方メートルから7万6,000平方メートルを確保し、建蔽率2%で、1,500平方メートルを確保する。こういう考えであります。これはなかなか合っているんですね。当初からの施設面積を見れば、1,785平方メートル、1,775平方メートルなんです。つじつまが合っているというふうに思います。

ところが、河合部長の答弁で、2,300平方メートル、施設の面積になってきた。これはどうということや。そして、生野部長は都市再生整備事業だ、旧のまちづくり交付金事業でやるんだと。更に、平成27年に向けて変更するんだ。何でやるんですか、はっきりしてください。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** ただいまご指摘の平成26年3月議会の前任者の部長答弁も、確かに私、横でも聞いておりましたし、議事録等も確認はさせてもらっております。

事業につきまして、なぜ公園事業と申したというのが少し理解に苦しむわけでございますが、事業につきましては、あくまでも都市再生整備計画で行っております道の駅交流広場整備事業という事業名でございまして、先ほど来申されていますように、都市公園になりますと建蔽率が2%になるわけでございますが、都市公園になるということにつきましては、都市計画施設といたしまして、都市計画決定を打った場合のみ適用されて2%になるわけでございますが、今回の事業につきましては、公園事業じゃなく、あくまでも道の駅の整備事業といたしまして、先ほど来、先ほどの朝岡議員の一般質問にも答えましたように、法の第34条9号にのっとりました沿道サービス業としての道の駅の整備事業として行うということでございますので、建蔽率60%の容積率200%で今後、事業実施に向けて建築確認等をとる予定を行っております。

以上です。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 間違っていたんですか。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** 確かにこの道の駅交流広場の中には、最終的に公園として管理する部分はあるわけでございます。私の思うところによりますと、この公園事業という発言は間違いであるというように認識をいたしております。

以上です。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** それは、市長も副市長も同じ認識なんですか。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** 今回のこの事業名の分につきましては、当初の予定はこういう方向でありましたということは、市長、副市長に私の方から説明は申し上げております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 市長や副市長もこのたびの都市整備部長の答弁を是認している、こういうふうを受けとめます。これ、大変なことじゃないですか。3月の定例議会の総務建設常任委員会、あるいは、一般質問の答弁と異なっている、間違っている、こういうことであります。これで済むんですか。済みませんで済むんですか。矢間部長は明確に「都市公園事業で用地を買収しています、2%条件をクリアできます」こういうふうに言っているんです。

こんなばかな話、ないじゃないですか。3月ですよ。何カ月たっているんですか。だから、私はくるくる、ころころ変わるとこういうふうに言うわけですよ。こんなの、議会の審査にたえないじゃないですか。こういう事業なんです。一旦凍結をして、ちゃんとしたものを出していただく。これ、当然じゃないですか。お答えいただきたい。

西川議長 市長。

山下市長 質問にお答えをさせていただきます。

3月の議会の中で、矢間部長、答弁をさせていただいて、今、生野部長が訂正をさせていただきました。そのことにつきまして、いろいろと打ち合わせをする中で、公園事業という形でいろいろと協議をしてまいったというところもあるわけでございます。県と国といろいろと協議をする中でいろいろと錯誤もあったのかもしれませんが、このことに関しましては、改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

ただ、当初から計画をしております道の駅、まちづくり交付金事業という形で進めさせていただいているというのは間違いがございませんので、このことにつきまして、より正確な情報で皆さん方にお示しをし、また、事業推進にしっかりと努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

西川議長 白石君。

白石議員 市長がおわびをして、それで済むんでしたら、こんないいことないですね。我々は、先ほど来、議会が賛同して事業を進めてきた、こういうふうに言われました。もちろん、反対している人もいます。議会の意思をまさに反することをやってきた。ちゃんとした、議会に対する、これは私と、今、市長との話です、対応していただきたい。このことを厳しく述べておきたいと思います。

そして、であるならば、都市再生整備事業計画がそのまま継続されているということであれば、先ほど言ったように建蔽率60%、当然2,300平方メートルでいけるわけですね。容積率200%ですから。2階800平方メートルいけるんです。そうしたら、百歩譲って4,299平方メートルの違法盛り土の分については、これは、県に砂防事業をやってもらうということで、これは、一定やむを得ない選択だというふうに思う。

しかし、今、表明されている6,640平方メートルでしたか。あるいは大池を活用してこの約1万平方メートルを事業に加えていく。用地買収費等を含めて、これは必要ないんじゃないですか。もともと、あの違法盛り土は県の許可された事業です。それが、違法を見逃がして、ああいうひどいことになってきた。県の責任で事業をやってもらうんです。やってもらわなきゃなりません。こういうことでしたら、吸収源対策公園緑地事業は必要ないんじゃない

いですか。お答え願いたいと思います。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** ただいまの違法盛り土等吸収源対策の公園整備事業についてでございますが、これにつきまして、当然、白石議員おっしゃっている違法盛り土の件、県で行っていただく部分でございますが、今現在、予定をいたしております事業内容について説明させていただきたいと思います。

奈良県が対策として……。

**白石議員** もうええ、もうええ。それはええ。

**生野都市整備部長** 当然、違法盛り土は奈良県の方で、違法盛り土の解消を行っていただく予定で、予算、平成26年、平成27年と組んでいただいているわけでございますが、今後、管理する面と申しますか、その違法盛り土の解消だけ行った場合では、今後の景観等のこともございますので、今回、吸収源対策公園緑地事業を活用いたしまして、道の駅とは別事業で、事業を行う予定をいたしております。

以上です。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 部長はあくまでも吸収源をやっぺいこう。私は、県が、今、計画をしていただいている砂防事業、これで十分だと思います。問題は、やはり切り土をしていただくということです。これもきちっとやっぺもらわなければいけません。常任委員会の議論を聞いていると、切り土は市がやっぺいく。あの土を下へおろしてくるというわけです。そんなの、ブルでおろすわけにいきません。ダンプで、これはもうおろしていかなきゃならない。どれだけの費用がかかるのか。

私は、吸収源対策公園緑地事業は、今、都市再生整備事業できちっとやっぺいくということであるならば、必要ない、断言しておきたい。さらに、土地は、都市公園事業で購入をし、上物造成や建築物については都市再生整備事業で行うと、こういうことですか。矢間前部長の答弁では、「都市公園事業で、用地を7割から8割、もう買っている」と、こういうふうに言っている。こういうことはできるんですね。お答えいただきたい。

**西川議長** 都市整備部長。

**生野都市整備部長** 道の駅の約3.2ヘクタールの用地買収の件でございます。

これにつきましては、社会資本総合整備事業、道の駅の整備事業という形で用地買収を行っております。なお、租税特別措置法の分につきましては、道路事業と一部都市公園事業ということでございまして、事業名は、あくまでも道の駅整備事業という事業名で用地を購入いたしておるわけでございます。

以上です。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 苦しい答弁であります。このことについては、この後開催されます総務建設常任委員会において十分議論をしていただきたい、このように思います。

あと、時間がありません。次に移りたいと思います。

先ほど来、朝岡議員も質問がありました。私も、K R G 36、葛城山麓ですね、夢舞台推進委員会が発行したビラについてお伺いをしたい。

発行者は9人の議員と道の駅設立準備会であります。私は、先ほど来、朝岡議員も言ったように、大いに議論をし、大いに市民の皆さんに情報発信している。これはもう大切なことだというふうに思います。本当に、なかなかいいチラシだというふうに思います。

そこで、若干、行政にお伺いをしたい。この、道の駅がオープンと書いている面が表になるのでしょうか。企業理念が書かれている。4つの企業理念です。これらは、その後で、このチラシが出た後で、阿古議員の6月定例議会の一般質問で初めて議会に表明されたわけがあります。そしてこの裏面の地図ですね。まさに、このL字型の、先ほど来議論している2,300平方メートルの建物、これが掲載されている。この地図は、平成25年に一度、都市産業常任委員会に提出されました。しかし、まだ決まっていないからということで引き上げられたんです。だから、私どもの手元にはありません。

それが、こういう形で、常任委員会、あるいは、本会議の一般質問で明らかにされる前にこのような形で出ている。これは、どのような情報管理をされているのか。お伺いしたい。また、重要なことは、道の駅設立準備会、ここに入っています。この、道の駅設立準備会というのは、行政が、道の駅の理念、施設の規模や面積、配置、経営分析、事業計画全体を決めようというところじゃないですか。行政からそういう仕事を委嘱された。私は、そうであるならば、当然、そういう組織は、公正、公平、こういう立場でやはり、その委嘱案件について取り組まなければならない。当然だと思います。この地図、平面図、そしてここの企業理念は、設立準備会から出されたものなんですか。そう考えられますね、これからしたら。行政としてどうお考えか、お聞かせいただきたい。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** ただいまのチラシにかかわります件についてでございます。

行政の方から情報を提供したという事実はないわけでございます。この道の駅の設立準備会という名前が入っておるわけでございまして、それにかかわる分につきましては、当然ながら新会社の管理運営にかかわりましての、その新会社の定款等々を要は決めていただく業務を協議していただくものでございます。組織であるということでございます。

それにかかわりまして、今、今回のチラシが議員の前に、いわゆるそういう形で市民に対してチラシが出たということについてでございますけれども、情報の管理という面からいたしまして、その会員等に対しまして、事前に、その情報管理の周知が不十分であったというふうに思いをいたしております。

今後は、その情報の管理等につきましては、適切な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 私、この平面図、このチラシのを拡大しました。この図面は、この6月の定例会の常任委員会で初めて出されたんです。これを拡大して、こう合わせてみますと、ぴったり合うんで

すね。このL字型の建物もそうなんです。

私は、企業理念ぐらいは、それは、これは百歩譲ることはできると。しかし、この平面図。私は、このことを知って、この設立準備会でどのような議論をされたのか、会議録の開示請求をしました。資料についても請求しました。どういう資料が出されているのか。その中には、その資料の中には、こんなL字型の図面はありません。J型の、建物の平面図はあります。ということは、設立準備会にもこのL型の建物については、資料として渡されていないんです。これ、行政としてどうなんでしょう。開示請求をしたら、これ出たんです。常任委員会から引き上げた図面、それを開示請求すれば、開示されるんですか。お答えいただきたい。

**西川議長** 産業観光部長。

**河合産業観光部長** 今の配置図につきましては、恐らく開示請求をされたそのタイミングというのが、いつのタイミングだったのかちょっと定かではないわけでございますけども、あくまでもその分につきましては、施設の配置等につきましては、設立準備会なりの中で協議をされているものでございますので、内容、資料としてはあるはずであると考えております。

以上でございます。

**西川議長** 白石君。

**白石議員** 時間が過ぎました。申しわけありません。ということは、これは設立準備会から出たということですね。わかりました。

議長、ありがとうございます。これで終わります。

**西川議長** これで白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月26日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。なお、あす11日から19日までの間、各常任委員会及び決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしくお願いを申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後0時12分